

かしま 農委だより



鹿嶋市の農業者紹介

最初は地域貢献から

(有)TREZION ライスセンターにて（写真左：野口 正芳さん）

もともと谷原地区にお住まいの野口正芳さん。親から相続した水田の耕作をしていましたが、遊休農地の増える現状に地域貢献できればとの思いから、耕作が難しくなった水田を借り受けることにより、耕作地を増やしております。規模が大きくなることでより一層の設備の充実や地域特有の状況など難しい点もありますが、設備投資や農作業従事者の雇用など、法人化に利点があることから令和6年に『有限会社TREZION』を立ち上げました。

米作りは、機械設備や肥料の高騰により大規模に行わないと利益を出すことが出来ないなど農業経営の大変さもあり、現在はライスセンターの整備等充実を図り、50町歩の水田を耕作する能力を持とうとしております。これからの農業が抱える課題は環境の変化への対応と農業者の人材育成、農業を続けるうえで大事なことは価格の安定、農地の区画拡大化のための農地の集積・集約、基盤整備をあげてきました。

新規就農や法人化について、まず農地を見つけること、特に就農経験がない場合は、小規模からコツコツと設備を整え、その資金の目処を確保することがスタートとのことです。農地を増やしていく、経営安定化のために法人化も1つの選択肢とアドバイスをいただきました。

農地の集積・集約化の担い手として、積極的に事業を進め、今後は100町歩を目指してより一層の充実を図りたいと話されておりました。

第31号

一発行者
鹿嶋市農業委員会
一編集者
編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
電話：0299-82-2911
E-mail：noui@city.ibaraki-kashima.lg.jp

地域計画の策定について



鹿嶋市では令和7年4月1日より市内を12地区に分けた地域計画を策定しました。この計画は10年後を見据えた農地利用の将来像を明確にするためのものです。

【地域計画の概要】

- 所有者や担い手等の話し合いによる将来に向けた農地の利活用
 - ・農地の集積（耕作者の集中）や集約（農地の交換）
- 補助事業にかかる計画策定の要件化
 - ・国及び県の補助事業の交付にかかる要件に地域計画の策定及び担い手への登録の義務
- 地域計画に定めた地域の農地転用の要件化
 - ・地域計画対象地域内で農地転用にかかる場合の地域計画変更手続きなど

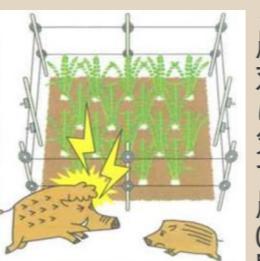
鹿嶋市ホームページ【地域計画の策定について（お知らせ）】
(<https://city.kashima.ibaraki.jp/soshiki/48/84381.html>)



農林水産課からのお知らせ

野生鳥獣対策のための電気柵設置を補助します。

近年、イノシシ・ハクビシンやアライグマ等による農作物被害が増加しています。野生鳥獣による農業被害を防止するためには「近づけない」「侵入させない」「捕獲する」の3本の取り組みが大切です。



この補助金は、鹿嶋市で農地を耕作する農業者を対象に、イノシシを田畠に侵入させないための電気柵設置を支援するものです。詳しくは、鹿嶋市農林水産課（電話番号0299-82-2911）までお問い合わせください。

ナガエツルノゲイトウの防除を徹底しましょう！

ナガエツルノゲイトウは南米原産の特定外来生物で、新利根川流域や霞ヶ浦周辺で拡大しています。水田や用水路に侵入すると稻の生育や水管理に悪影響を及ぼし、茎や根の小さな断片からも再生・繁茂するため、早期発見と徹底した防除が重要です。

発見時は刈払機を使わず、根ごと丁寧に抜き取り、ブルーシート上で枯らすなどして処理してください。また、農機に付着した断片の拡散を防ぐため、発生のない圃場から作業を始め、作業後は農機をよく洗浄しましょう。水田や畦畔での防除には、ナガエツルノゲイトウに有効な成分を含む除草剤の使用も効果的です。



農業者年金で安心・豊かな老後を

<3つの要件を満たせばどなたでも加入できます！>

- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上65歳未満
- ・国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）



独立行政法人
農業者年金基金

詳しくは、農業者年金基金ホームページ
(<https://www.nounen.go.jp>) をご確認ください。

全国農業新聞 経営とくらしに役立つ農業総合専門誌



全国農業新聞は「見やすい」「分かりやすい」紙面を追求して週1回発行しています。
1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な全国の農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手のみなさまの経営発展に役立てていただけると幸いです。

購読料 新聞本紙：月900円
電子版：月700円
購読申込先 農業委員会事務局
(※上記金額は、令和8年4月以降の金額です。)

編集後記

今回の取材を通して野口さんが地域貢献や農地の承継・保全、集積・集約化に積極的に活動されていることがよくわかりました。農地の確保をはじめ法人化や設備投資、事業の拡大など将来ビジョンを聞くことができ大変刺激となりました。農業の担い手が増えるよう、農委だよりがベテランと若手をつなぐ架け橋になれれば幸いです。

（編集委員会）
委員長 笹本 真由美
副委員長 谷田川 延治
委員 山本 清茂
委員 山宮 治信

農業委員等の担当地区

農地等に関するることは、近くの農業委員や推進委員に、お気軽にご相談ください。

地区名	農業委員 推進委員	該当地域
鹿島第1	笠本 真由美 大川 太作	清水・明石・小宮作・下津・神向寺・宮津台
鹿島第2	笠貫 順一 小野木 栄一	田野辺・山之上・田谷・田沼・猿田
鹿島第3	谷田川 延秀 小沼 信夫	沼尾・須賀・爪木・大船津
鹿島第4	今村 太一 出頭 勝美 平山 英夫	平井・宮中・宮下・旭ヶ丘・港ヶ丘・高天原 城山・神野・厨・鉢形・鉢形台・平井南・平井東
鹿島第5	大川 喜美 橋本 久雄	木瀬・木瀬佐田谷原入会・栗生・光・国末 泉川・長柄
鹿島第6	野口 嘉徳 奥村 長男	根三田・佐田・下塙・谷原・鰐川

地区名	農業委員 推進委員	該当地域
大野第1	日向寺 正志 東峰 正信	大小志崎・武井釜
大野第2	清宮 久保 茂信 和男	荒井・浜津賀・青塚
大野第3	橋本 正 大久保 幸司	角折・荒野・小山
大野第4	大槻 出津 勝敏 裕士	志崎・武井
大野第5	山本 清治 山本 三郎	津賀・和・棚木
大野第6	田口 茂 田口 稔	林・中・奈良毛

令和8年度 農作業標準賃金（農作業労賃・機械持込作業料金）



種別	作業種別	標準賃金		備考	種別	作業種別	標準賃金		備考
		作業内容	単位・金額				作業内容	単位・金額	
田	一般作業	田作業	8時間 8,600円	男女とも同額 食事なし	畑	一般作業	畠作業	8時間 8,600円	男女とも同額 食事なし
	耕起 (トラクター)	ロータリー耕	10a 7,200円			ロータリー耕	10a 6,000円		
		プラウ耕	10a 7,200円			プラウ耕	10a 7,200円		
		代かき	10a 9,600円			深耕 ロータリー	10a 24,000円		
		畦塗	1m 80円			深耕 プラウ	10a 12,000円		
		草刈 (保全管理)	10a 14,400円			開墾 プラウ	10a 12,000円		
	田植え	機械植え	10a 8,400円	側条施肥は 2,000円増額		マルチ張り	200m 1,800円		
	稻刈り	コンバイン	10a 24,000円	倒れ稲はこの 限りではない		ミツバ掘り	10a 12,000円	振動堀は 3,000円増額	
	乾燥・調整	糲運搬	10a 2,400円						
		乾燥～糲摺り	60kg 2,400円	陸稲は 50円増額					
		糲摺り	60kg 840円						

※作業場所や時間、作業内容等の働く条件によって異なります。
上表を参考に話し合いで決めてください。※注※別途消費税がかかります。
(農作業標準賃金・農地の賃借料情報)

令和8年度 農地の賃借料情報（10aあたり）



種別	地 域	平均額	最高額	最低額
田	鹿嶋市全域	基盤整備地域	16,000	21,000
		未整備地域	7,700	11,200
畑	鹿嶋市全域	基盤整備地域	15,000	15,000
		未整備地域	14,800	15,000

※賃借料を物納（玄米）している場合は、60kgあたり35,000円で換算しています。

女性就農者 集まれ！「ミモザ」会員募集
— 繋がることで、農業がもっと前向きに —

「農業の現場で頑張る女性同士、日々の悩みや工夫、将来について、気軽に集まって情報交換などをする場をつくりたい」
 そんな想いから、この交流会「ミモザ」が生まれました
 就農している方はもちろん、ご家族の農業を支えている方、これから農業を始めたい方も大歓迎！
 世代をこえて学びや想いを共有し、お互いの”これから”を応援しながら、一緒に鹿嶋の農業を盛り上げましょう！

第1回「ミモザ」交流会 開催！

日時：2026年3月4日（水）10:00～（1時間程度）

場所：鹿嶋市役所 3階 会議室306

問合せ・申込み：鹿嶋市農業委員会事務局

0299-82-2911（内線482）



「ミモザ」で、仲間と一緒に次の一步を。

タブレットPC研修会を実施しました！

鹿嶋市農業委員会では本年度より本格的に農地パトロール（遊休農地調査）にタブレットを活用しています。それに伴い、令和7年9月24日（水）に茨城県農業会議より講師をお招きしてタブレットPC研修会を実施しました。このタブレットPCには『eMAFF 農地ナビ』に連動したアプリが搭載されており、農地の場所、所有者や耕作者等をリアルタイムで確認しながら効率的な現地調査をするのに役立てていきます。



農地法の手続き

3条許可

農地の売買・贈与・賃借等を行う場合

4条許可

地権者自らが農地を農地以外にする場合（農地転用）

5条許可

他者に所有権移転・賃借等が伴う農地転用をする場合

現況確認証明願（非農地証明）

非農地となってから20年以上経過していることの証明が必要な場合

地域計画の除外手続き

地域計画内において農地転用を行う場合、あらかじめ地域計画を変更（地域計画区域から除外）する手続きが必要になります。

- 農業委員会に申請が必要です。（毎月10日〆）
- 毎月28日の総会で承認された後、許可書及び証明書が発行されます。
- 市街化区域内の農地転用は届出になります。（随時受付）
- 地域計画の変更手続きは農林水産課にご相談ください。

法務局で登記変更の手続きも忘れずに!!

第64回鹿嶋地区農業委員・推進委員研修大会

鹿嶋市・神栖市・鉾田市の農業委員・推進委員が一同に介し、令和7年11月14日（金）に第64回鹿嶋地区農業委員・推進委員研修大会が開催されました。

来賓挨拶や表彰のほか、茨城県鹿行農林事務所及び茨城県農業総合センターの方々を講師としてお招きし、「ジャンボタニシ」や「ナガエツルノゲイトウ」といった近年特に問題となっている特定外来生物の対策や最新の動向を共有することができました。

